

## 複数の者に対する行政指導個別票

所管局部課（担当）名 (電話番号)	計画調整局開発調整部開発誘導課（福祉・ワンルーム担当） (06-6208-9319)
処分課（担当）名	同上
行政指導の名称	大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱に基づく建築物の事前協議
関連する 他局の名称	福祉局障がい者施策部障がい福祉課
概要	高齢者や障がいの方々をはじめ、だれもが安全で快適に暮らせるまちづくりをめざして、本市では「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」（以下「要綱」という。）を制定しており、要綱で対象となる建築物について新設や改修等を行う場合に、エレベーター・スロープ・車いす使用者用便所などの設置等を指導しています。
根拠となる要綱等	大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱 <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000252310.html">https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000252310.html</a>
行政指導指針	要綱で規定する対象用途、規模の建築物の新築、増改築等を行う事業者は、建築確認申請前にその建築物の多数の方が利用する部分の計画について、市長と協議しなければなりません。 ○協議対象となる主な建築物の用途 ・学校 ・病院又は診療所 ・集会場又は公会堂 ・保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 ・老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの ・老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センターその他これらに類するもの ・博物館、美術館又は図書館 ・公衆便所 ・百貨店、マーケットなどの物品販売業を営む店舗 ・飲食店 ・理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 ・工場 ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ・展示場 ・自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。） ・ホテル又は旅館 ・体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場 ・公衆浴場 ・自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの ・共同住宅 ・寄宿舎 など ○整備内容 出入口、廊下、エレベーター、便所等を、要綱で規定されている整備基準に適合するよう努めること。
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000481667.html">https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000481667.html</a>
備考	